

警報発表時における生徒の登下校について

1 自宅待機となる場合

(1) 午前6時の時点で、(2) 高松市に、
(3) 大雨警報、氾濫警報、土砂災害警報、暴風警報、大雪警報、暴風雪警報
のいずれかが発表されているとき

(注意) (1) 午前6時以後、登校までの間に発表された場合も、その時点で自宅待機とする。

(2) 自宅が高松市以外の地域にある生徒は、自宅のある市町に警報が発表されていれば、自宅待機とする。また、通学経路の市町に警報が発表されている場合も自宅待機とする。この他、地域や交通機関等の状況により登校できないと判断される場合は、学校に連絡をして自宅待機する。

(3) 波浪警報や高潮警報の場合は、安全面に十分注意して通学路を考え、ゆとりをもって登校すること。

※令和8年5月下旬より、関係法令の改正に伴って防災気象情報の体系が変更され、気象庁が発表する「大雨警報・高潮警報・氾濫警報・土砂災害警報」については、「レベル3大雨警報」のように、自治体(市町)が出す避難情報に対応する警戒レベル(1～5)が付記されることとなりました。

2 自宅待機の後、臨時休業となる場合

午前11時の時点で、高松市に警報が継続されているとき

3 自宅待機の後、午後から授業を実施する場合

午前11時までに、高松市の警報が解除されたとき

(1) 学校では13時25分からSHRを行い、5校時(13時35分)から授業を開始する。

(2) 生徒は自宅で昼食をとり、その時点での注意報等に留意し登校する。

遅刻をしないために無理をしないこと。

また、地域の警報の発表状況や交通機関等の状況により登校できないと判断される場合は、学校に連絡をして自宅待機を継続すること。

地震・津波への対応について

1 自宅にいるとき

非常に強い地震のとき(震度6弱以上)

- ・学校は臨時休校になる可能性が高いので、自宅待機とする。
- ・可能な限り、学級担任等とメール・電話で連絡を取る。

強い地震のとき(震度5弱・5強程度) 及び やや強い地震のとき(震度4程度以下)

- ・午前6時までに、公共交通機関が動いたり、通学路の安全が確認されたりした場合は、登校する。学校では通常通り授業を行う。
- ・午前11時までに、公共交通機関が動いたり、通学路の安全が確認されたりした場合は、登校する。学校では13時25分からSHRを行い、5校時(13:35～)から授業を開始する。
- ・場所によっては、非常に危険な場合があるので、被害の状況によっては、無理をせず待機する。この場合、学校か学級担任に連絡すること。

大津波警報、津波警報が発表されたとき

- ・学校は臨時休校になる可能性が高いので、自宅待機とする。

2 登下校中のとき

自転車・徒歩通学者

各自で安全な場所へ避難する。

- ・ブロック塀・自動販売機等、転倒の可能性のある物から離れる。
- ・頭部を保護し、安全な場所で身を伏せる。
- ・崖下・川岸・橋の上・ガス漏れ箇所から速やかに遠ざかる。
- ・沿岸部やため池の近くでは、高台や頑丈な建物の3階以上に避難する。

なお、登校中の場合は安全等状況を十分確認して、可能な場合は登校する。

JR等の公共交通機関による通学者

保護者に連絡するとともに、乗務員・駅員の指示に従うこと。

3 学校にいるとき

大規模な地震が発生し、電話やメールで保護者と連絡ができない状況になった場合、生徒は学校で待機する。保護者には安全確認の後に迎えをお願いするなどの方法で、安全かつ確実にへ引き渡すこととする。

香川県立高松北中学校・高等学校 連絡先 TEL(087)-845-2155